

# 平成31年第1回定例会3月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課  
総務局財務室

## 議 案 目 録

- 議案第 1 号 明石市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例制定のこと
- 〃 第 2 号 明石市事務分掌条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 3 号 附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 4 号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 5 号 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 号 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 号 明石市文化財保護条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 8 号 明石市立総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 号 明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 10 号 平成30年度明石市一般会計補正予算（第4号）
- 〃 第 11 号 平成30年度明石市葬祭事業特別会計補正予算（第1号）
- 〃 第 12 号 平成30年度明石市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 〃 第 13 号 平成30年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 〃 第 14 号 平成30年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 〃 第 15 号 平成30年度明石市水道事業会計補正予算（第2号）
- 〃 第 16 号 平成30年度明石市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 〃 第 17 号 あさぎり・おおくら総合支援センター新築（建築）工事請負契約のこと
- 〃 第 18 号 明石クリーンセンター焼却施設保全工事請負契約のこと
- 〃 第 19 号 兵庫県と明石市との間の児童自立支援施設において行う児童の自立の支援等に関する事務の委託のこと
- 〃 第 20 号 包括外部監査契約のこと

- 〃 第 2 1 号 地方独立行政法人明石市立市民病院第 3 期中期計画認可  
のこと
- 〃 第 2 2 号 市道路線認定のこと
- 〃 第 2 3 号 平成 3 1 年度明石市一般会計予算
- 〃 第 2 4 号 平成 3 1 年度明石市葬祭事業特別会計予算
- 〃 第 2 5 号 平成 3 1 年度明石市国民健康保険事業特別会計予算
- 〃 第 2 6 号 平成 3 1 年度明石市財産区特別会計予算
- 〃 第 2 7 号 平成 3 1 年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計予算
- 〃 第 2 8 号 平成 3 1 年度明石市農業共済事業特別会計予算
- 〃 第 2 9 号 平成 3 1 年度明石市地方卸売市場事業特別会計予算
- 〃 第 3 0 号 平成 3 1 年度明石市介護保険事業特別会計予算
- 〃 第 3 1 号 平成 3 1 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 〃 第 3 2 号 平成 3 1 年度明石市病院事業債管理特別会計予算
- 〃 第 3 3 号 平成 3 1 年度明石市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別  
会計予算
- 〃 第 3 4 号 平成 3 1 年度明石市水道事業会計予算
- 〃 第 3 5 号 平成 3 1 年度明石市下水道事業会計予算
- 報告第 1 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 3 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

## 1 要 旨

第8次地方分権一括法により幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定等の権限が都道府県から中核市に移ることに伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき認定こども園の認定の要件を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

## 2 内 容

## (1) 認定こども園の職員、設備及び運営に関する要件を規定

ア 職員の職種、員数及び資格に関する要件

イ 備えるべき施設設備等に関する要件

ウ 運営に当たって設置者が従うべき要件

## (2) 学級の編制の要件を規定

## 3 上記要件の考え方

運営に当たって設置者が従うべき要件につき、市独自の要件として幼保連携型認定こども園と同様に、職員による園児への虐待の防止等について定める。その他については、国が告示で定める要件に準拠する。

## 4 施行期日

平成31年4月1日

## 1 要 旨

児童相談所の設置に際し、こども局を新設して、福祉局が所管している事務の一部をこども局に移管するほか、文化財の保護に関する事務を市長の所管事務に追加しようとするもの。

## 2 内 容

### (1) こども局の新設及び福祉局からの事務の移管

こども局を新たに設置し、福祉局が所管していた子育て支援に関する事務及びこどもの健全育成に関する事務を、こども局に移管する。

### (2) 文化財の保護に関する事務の追加

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会の所管とされている文化財の保護に関する事務を市長の所管とすることができるようになったことに伴い、同事務を市民生活局の所管事務に加える。

(なお、現在も同事務については、教育委員会が市長の補助機関である職員に補助執行させている。)

## 3 施行期日

平成31年4月1日

## 1 要 旨

附属機関として設置している審議会等のうち、既に所期の目的を達成しているもの、審議すべき事項がないために近年開催されていないもの及び他の適切な方法により意見を聞くことが可能なものを廃止しようとするもの。

## 2 内 容

改正する条例及び廃止する審議会等

## (1) 附属機関の設置に関する条例

ア 明石市住居表示審議会

イ 明石市消防審議会

ウ 明石市公共下水道運営審議会

## (2) 明石文化芸術創生条例

明石文化芸術創生会議

## (3) 明石市商業振興による地域活性化に関する条例

明石市商業振興による地域活性化審議会

## (4) 明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例

明石市開発事業審議会

## (5) 明石市自転車等の放置の防止並びに市立自転車駐車場の設置及び管理に関する条例

明石市放置自転車対策審議会

## 3 施行期日

平成31年4月1日

## 1 要 旨

人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定に準じ、任期付職員の給料月額を引き上げるとともに、他都市との均衡を踏まえ、再任用職員であってその職務の級が2級であるものの給料月額を引き上げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

## (1) 改正する条例

ア 明石市職員の給与に関する条例

イ 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例

ウ 明石市立学校職員の給与等に関する条例

## (2) 任期付職員に適用する給料表の改定（給料水準を平均0.5%引上げ）

## (3) 再任用職員の給料月額の引上げ

再任用職員であってその職務の級が2級であるものの給料月額を5,000円引き上げる。

## (4) その他所要の整備

## 3 施行期日

平成31年4月1日

## 1 要 旨

給与の適正化のため、特殊勤務手当について、国及び近隣他都市の動向を踏まえ、廃止を含めた更なる見直しを行おうとするもの。

## 2 内 容

## (1) 建築主事手当及び主任技術者手当の廃止

国家公務員においては設けられていない手当であることから、建築主事手当及び主任技術者手当を、平成31年4月から平成33年3月にかけて段階的に減額したうえで廃止する。

## (2) 消防業務手当の減額

近隣他都市との均衡を図るため、消防業務手当の一部を減額する。

## ア 火災出動及び救助出動に係る手当

(現行) 1回につき 400円を超えない範囲で規則で定める額

(改正) 1回につき 250円

## イ 救急出動に係る手当

(現行) 1回につき 400円を超えない範囲で規則で定める額

(改正) 1回につき 150円 (救急救命士の資格を有する消防職員にあつては、350円)

## 3 施行期日

平成31年4月1日

## 1 要 旨

建築基準法の一部改正により新たに創設された事務に係る手数料を新設するとともに、国における事務の見直しにより申請手続が簡素化された事務に係る手数料を廃止するほか、規定の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

- (1) 建築物の用途を変更して興行場等又は特別興行場等として使用することの許可に係る手数料の新設

建築基準法の一部改正により、建築物の用途を変更して興行場等又は特別興行場等として使用することができるようになることに伴い、当該用途変更使用許可に係る手数料を新設する。

- (2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請等の審査に係る手数料の廃止

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正により、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手続等が簡素化されたことに伴い、当該登録申請等の審査に係る手数料を廃止する。

- (3) 引用法令の条項移動等に伴う規定の整備

## 3 施行期日

建築基準法の一部改正の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日。ただし、2の(2)はこの条例の公布の日。

## 1 要 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、これまで教育委員会の所管とされていた文化財の保護に関する事務を市長の所管とすることができるようになったことから、当該事務を市長に移管するに当たり必要な整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、条例の定めるところにより文化財の保護に関する事務を市長の所管とすることができるようになったことに伴い、当該事務は市長が担当する旨を規定する。
- (2) 市長が文化財の保護に関する事務を担当する場合、文化財保護法により地方文化財保護審議会の設置が義務付けられていることから、条例により設置している現在の文化財審議会を文化財保護法により設置する地方文化財保護審議会に位置付けし直す。
- (3) その他所要の整備

## 3 施行期日

平成31年4月1日

1 要 旨

新たに設置する明石市立総合福祉センター新館の使用料その他施設の管理に関する事項を定めようとするもの。

2 内 容

(1) 新館の位置及び名称

位置 明石市貴崎1丁目5番46号

名称 明石市立総合福祉センター新館

(2) 新館に置く施設

新館に、インクルーシブ活動施設として、多目的ホール（兼ユニバーサル卓球場）、会議室（兼ボランティア活動室）、交流スペース、多目的広場等を置く。

(3) 新館の施設の使用料

共生の社会づくりの推進に関する事業を行う個人又は団体が新館の施設を使用する場合は、無料とする。

(4) 総合福祉センターが行う事業の追加

新館の新設に伴い、総合福祉センターが行う事業に共生の社会づくりの推進に関する事業を加える。

3 施行期日

平成31年4月1日

1 要 旨

地方自治法の規定に基づく指定管理者制度の導入に当たり、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 指定管理者制度の導入に当たり必要な事項を規定

ア 指定管理者による管理

イ 指定管理者が行う管理の基準

ウ 指定管理者が行う業務の範囲

(2) 火葬の応諾義務の明確化

指定管理者制度の導入に当たり、真にやむを得ない事情がない限り火葬場の使用許可を拒んではならない旨を規定する。

(3) その他所要の整備

3 施行期日

平成32年4月1日

今回の補正は、歳出で、国の補正予算による小学校特別教室の空調設備整備費、J T跡地売払に伴う財政基金積立金、執行見込み等による各種経費の補正を行うとともに、歳入では、財産収入及び市税等を追加し、国庫支出金、繰入金等を減額するもの。

また、併せて、繰越明許費の設定を行うもの。

〔 補正額 1,171,784 千円 補正後 111,298,167 千円 〕

## 歳 入

市 税	400,000 千円	法 人 市 民 税	
地方交付税	△ 140,088 千円	普 通 交 付 税	
国庫支出金	△ 864,945 千円	民生費国庫負担金	277,200 千円
		民生費国庫補助金	△ 903,366 千円
		土木費国庫補助金	△ 195,229 千円
		教育費国庫補助金等	△ 43,550 千円
県 支 出 金	△ 396,366 千円	民生費県負担金	80,356 千円
		総務費県補助金	69,393 千円
		民生費県補助金	△ 384,128 千円
		農林水産費県補助金等	△ 161,987 千円
財 産 収 入	3,059,382 千円	土地売払収入等	
繰 入 金	△ 863,100 千円	財政基金繰入金	△ 700,000 千円
		減債基金繰入金	△ 160,000 千円
		一般廃棄物処理施設	△ 3,100 千円
		整備基金繰入金	
市 債	63,388 千円	臨時財政対策債	753,088 千円
		民 生 債	△ 391,000 千円
		教 育 債	△ 171,100 千円
		土 木 債 等	△ 127,600 千円
そ の 他 収 入	△ 86,487 千円		

歳 出

積立金	3,074,282 千円	財政基金積立金	3,060,282 千円
		こども基金運用事業等	14,000 千円
扶助費	577,500 千円	私立保育所事業費	390,500 千円
		介護給付（居宅系以外）事業費等	187,000 千円
人件費	227,500 千円	職員費(退職手当)等	
補助費等	129,200 千円	国県補助金精算等償還金	314,000 千円
		水産一般振興事業費	46,103 千円
		保育士確保等緊急対策事業費等	△ 230,903 千円
投資的経費	△ 2,388,725 千円	小学校特別教室空調設備整備事業費	451,600 千円
		(仮称)17号池公園整備事業費	135,000 千円
		私立保育所・認定こども園等整備(待機児童緊急対策)事業費	△ 1,169,700 千円
		小・中学校施設整備事業費	△ 774,900 千円
		高齢者福祉施設整備事業費	△ 356,709 千円
		沿岸漁業構造改善事業費等	△ 674,016 千円
物件費	△ 196,480 千円	乳幼児法定予防接種事業費	41,000 千円
		プレミアム付商品券事業費	24,000 千円
		埋蔵文化財発掘調査事業費等	△ 261,480 千円
貸付金	△ 125,500 千円	中小企業融資等対策事業費等	
公債費	△ 95,800 千円	長期債利子等	
その他経費	△ 30,193 千円		

繰越明許費	1,683,000 千円	北庁舎(旧保健センター) 維持管理事業	30,000 千円
		市民会館施設 整備事業	16,000 千円
		公立保育所 整備事業	37,000 千円
		障害者等歯科 診療所運営事業	15,000 千円
		保健所施設維持 管理事業	3,000 千円
		プレミアム付 商品券事業	24,000 千円
		土木総務一般 事務事業	25,000 千円
		明石港再整備事業	4,000 千円
		道路新設改良事業	114,000 千円
		交通安全施設整備事業	386,000 千円
		鳥羽新田土地 区画整理事業	21,000 千円
		大久保駅前土地 区画整理事業	265,000 千円
		公園維持管理事業	14,000 千円
		(仮称)17号池 公園整備事業	135,000 千円
		都市公園安全・ 安心対策事業	41,000 千円
		市営住宅整備事業	72,000 千円
		小学校施設整備事業	478,000 千円
		中学校施設整備事業	3,000 千円

今回の補正は、歳出で、葬祭事業費の委託料等を減額する一方、職員費を追加するとともに、歳入では、葬祭事業収入を減額する一方、一般会計繰入金を追加するもの。

〔 補正額           △22,400 千円           補正後           678,212 千円 〕

## 歳 入

葬 祭 事 業 収 入	△55,500 千円	火 葬 収 入	△2,100 千円
		葬 祭 収 入	△53,400 千円
繰 入 金	33,100 千円	一 般 会 計 繰 入 金	

## 歳 出

葬 祭 事 業 費	△22,400 千円	委 託 料	△15,000 千円
		原 材 料	△10,000 千円
		公 課 費	△4,500 千円
		職 員 費	7,100 千円

今回の補正は、歳出で、執行見込みによる各種給付費の補正を行い、職員費を減額する一方、県支出金精算に係る償還金を追加するとともに、歳入では、一般会計繰入金を減額する一方、前年度繰越金を追加するもの。

[ 補正額 16,300 千円 補正後 33,377,558 千円 ]

## 歳 入

繰 入 金  $\Delta 9,000$  千円 一般会計繰入金

繰 越 金 25,300 千円 前年度繰越金

## 歳 出

一 般 管 理 費  $\Delta 9,000$  千円 職 員 費

保 険 給 付 費 0 千円 一 般 被 保 険 者 療 養 給 付 費 400,000 千円

退 職 被 保 険 者 等 療 養 給 付 費  $\Delta 300,000$  千円

一 般 被 保 険 者 高 額 療 養 費  $\Delta 100,000$  千円

諸 支 出 金 25,300 千円 保 険 給 付 費 等 交 付 金 償 還

議案第 1 3 号

平成 3 0 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

今回の補正は、歳出で、執行見込みによる各種給付費等の補正を行い、職員費を減額する一方、基金積立金等を追加するとともに、歳入では、一般会計繰入金を減額する一方、前年度繰越金等を追加するもの。

〔 補正額 172,312 千円 補正後 23,552,471 千円 〕

歳 入

国庫支出金	39,092 千円	国庫補助金	
繰入金	△22,500 千円	一般会計繰入金	
繰越金	155,720 千円	前年度繰越金	

歳 出

一般管理費	△22,500 千円	職員費	
総務費	0 千円	一般管理費	△216 千円
		介護保険サービス事業者 指定・指導事業費	216 千円
保険給付費	0 千円	地域密着型介護 サービス等給付費	△63,000 千円
		介護予防サービス等給付費	50,000 千円
		介護予防サービス 計画等給付費	13,000 千円
基金積立金	183,530 千円	介護保険給付費 準備基金積立金	
諸支出金	11,282 千円	国県負担金等 精算金償還	

## 議案第 1 4 号

## 平成30年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

今回の補正は、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金等を追加するとともに、歳入では、一般会計繰入金を減額する一方、後期高齢者医療保険料及び前年度繰越金等を追加するもの。

[ 補正額 224,093 千円 補正後 3,936,647 千円 ]

## 歳 入

後期高齢者医療保険料	131,587 千円	後期高齢者医療保険料
国庫支出金	4,396 千円	国庫補助金
繰入金	△6,054 千円	一般会計繰入金
繰越金	94,164 千円	前年度繰越金

## 歳 出

後期高齢者医療 広域連合納付金	222,673 千円	負担金補助及び交付金
諸支出金	1,420 千円	健康診査事業 補助金返還金

今回の補正は、給水戸数の増加等に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では給水収益の追加等をするもので、当年度純利益 498,913 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費の減額等をするとともに、資本的収入では企業債の減額等をするもの。

## 事業収益

営業収益	12,031 千円	給水収益	40,000 千円
		受託工事収益	△30,000 千円
		その他営業収益	2,031 千円
営業外収益	5,000 千円	長期前受金戻入	△28,000 千円
		雑収益	33,000 千円

## 事業費用

営業費用	△120,060 千円	原水及び浄水費	△500 千円
		配水及び給水費	△18,010 千円
		業務費	△1,950 千円
		総係費	△69,600 千円
		減価償却費	△30,000 千円

## 資本的収入

企業債	△500,000 千円	企業債	
工事負担金	△25,000 千円	工事負担金	

## 資本的支出

建設改良費	△168,000 千円	第 3 次整備事業費	20,000 千円
		老朽管整備事業費	△23,000 千円
		建設改良事業費	△165,000 千円

今回の補正は、処理場整備費等の増額などに伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では固定資産売却益の増額をするもので、当年度純利益 781,905 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費の増額等をするとともに、資本的収入では国庫補助金の増額等をするもの。

## 事業収益

特別利益	110,661 千円	固定資産売却益	
------	------------	---------	--

## 事業費用

営業費用	△44,000 千円	管渠費	1,610 千円
		処理場費	△4,170 千円
		水洗普及費	△4,200 千円
		業務費	820 千円
		総係費	△38,060 千円
営業外費用	7,000 千円	長期前払消費税償却	2,000 千円
		雑支出	5,000 千円

## 資本的収入

企業債	△16,000 千円	企業債	
固定資産売却代金	△2,281 千円	固定資産売却代金	
国庫補助金	45,200 千円	国庫補助金	
その他資本的収入	△1,400 千円	その他資本的収入	

## 資本的支出

建設改良費	46,700 千円	管渠整備費	△30,400 千円
		ポンプ場整備費	△44,000 千円
		処理場整備費	121,100 千円
投資	△2,000 千円	投資	

議案第 17 号

あさぎり・おおくら総合支援センター新築（建築）工事  
請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
あさぎり・おおくら 総合支援センター新 築（建築）工事	建築工事一式	あさぎり・おおくら総合支 援センター（鉄骨造、平屋 建）新築
屋外付帯工事	建築工事一式	舗装、囲障、植栽、排水等

2 請負金額 金 178,092,000円

3 相手方 明石市西新町3丁目1番12号  
明石土建工業株式会社  
代表取締役社長 谷 吉 将

(参考)

工事期限 平成32年1月15日

議案第 18 号

明石クリーンセンター焼却施設保全工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
焼却施設保全工事	保全工事一式	1～3号燃焼装置保守、蒸気タービン発電機保守

2 請負金額 金 474,792,840円

3 相手方 大阪市北区中之島2丁目3番33号  
住友重機械エンバイロメント株式会社 大阪支店  
支店長 菊池清友

4 支払条件 平成31年度 金 94,958,568円以内  
平成32年度 金 94,958,568円以内  
平成33年度 金 94,958,568円以内  
平成34年度 金 94,958,568円以内  
平成35年度 残 額

(参考)

工事期限 平成36年3月31日

## 1 要 旨

兵庫県に児童自立支援施設に関する事務を委託するに当たっての規約を定めるため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 2 規約の主な内容

- (1) 児童の自立に資するため、兵庫県に児童自立支援施設に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を委託する。
- (2) 委託事務の管理及び執行については、兵庫県の条例、規則その他の規程の定めるところによる。
- (3) 委託事務の管理及び執行に要する経費は、市の負担とする。

## 3 規約の施行期日

平成31年4月1日

## 1 要 旨

平成31年度包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 2 内 容

- (1) 契約の目的 平成31年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を受けること。
- (2) 契約の始期 平成31年4月1日
- (3) 契約金額 13,000,000円を上限とする額
- (4) 相手方
- ア 住所 伊丹市南本町5丁目4番18-607号
- イ 氏名 石田博信
- ウ 資格 公認会計士
- (5) 支払方法 業務完了後、請求を受けた日から30日以内に支払う。

## 1 要 旨

地方独立行政法人明石市立市民病院の作成した中期計画の認可にあたり、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により議会の議決を求めるもの。

## 2 内 容

## (1) 中期計画の期間

2019年4月1日から2023年3月31日まで

## (2) 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 市民病院としての役割の明確化

イ 高度な総合的医療の推進

ウ 利用者本位の医療サービスの提供

エ 地域とともに推進する医療の提供

オ 総合力による医療の提供

カ 医療の質の向上

## (3) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 医療職が集まり成長する人材マネジメント

イ 経営管理機能の充実

ウ 構造改革の推進

## (4) 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 業績管理の徹底

イ 安定した経営基盤の確立

## (5) 予算、収支計画及び資金計画

## (6) 料金に関する事項

## (7) その他地方独立行政法人明石市立市民病院の運営に関する事項

## 1 要 旨

道路整備事業、土地区画整理事業及び開発行為による新設道路を市道路線として認定しようとするもの。

## 2 内 容

## (1) 今回認定する路線

ア 路線数 4 1 路線

(ア) 道路整備事業による新設道路

大久保 8 4 0 号線ほか 4 路線

(イ) 土地区画整理事業による新設道路

大久保 8 4 1 号線ほか 3 路線

(ウ) 開発行為による新設道路

朝霧 2 9 8 号線ほか 3 1 路線

イ 延長 5, 5 4 6 メートル

ウ 面積 6 0, 2 7 1 平方メートル

## (2) 認定後の路線

ア 路線数 3, 1 0 5 路線

イ 延長 6 3 9, 6 7 4 メートル

ウ 面積 4, 6 1 1, 9 5 0 平方メートル

議案第 23 号 ～ 議案第 35 号 省略

## 1 請求の要旨

市営住宅の家賃を長期間滞納する相手方に対し、住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるとともに、市営住宅を不法占有する相手方に対し、住宅の明渡しを求めるもの。

## 2 訴えの相手方等

相手方	明渡し住宅	滞納家賃（円）	専決処分日
明石市在住の個人	市営西二見小池住宅	125,100	平成30年 12月12日

報告第2号  
く  
報告第3号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第2号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年12月20日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 25,000円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成30年10月17日明石市魚住町西岡1865番地の1地先において、福祉局生活支援室発達支援課の職員が運転する本市所有の軽貨物自動車直進中、左方のマンション敷地から道路に進入してきた相手方乗用車と接触し、損害を与えたもの。
第3号	市営住宅における漏水事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成31年1月21日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 397,420円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成30年12月5日市営住宅（市営東二見駅北住宅）において排水管の損傷により漏水が発生し、階下に居住する相手方の家財に損害を与えたもの。